

「高等専門学校機関別認証評価に関する説明会」及び「令和8・9年度に実施する
高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会」
(令和7年6月実施)におけるQ&A

【観点1-1-①】

Q1. 学校教育法第109条第1項で各校が実施する自己点検・評価と、認証評価受審の前年度に実施する自己評価書作成の違いや関係性について、NIAD-QEの見解をもう少し詳しく伺いたい。

A1. 学校教育法第109条第1項に定められている自己点検・評価は、あくまでも各校が自主的に継続して行うものであり、機構の認証評価における各校の自己評価とは異なります。ただし、法令上の自己点検・評価と認証評価における自己評価を同年度に実施することや、自己点検・評価に基づいて認証評価の自己評価をまとめること、逆に、認証評価の自己評価の方法や結果を自己点検・評価に活用することは可能と考えます。

【観点1-3-①】

Q2. 自己評価実施要項p.23の観点1-3-①(1)の2ポツ目について、前回の機関別認証評価で指定改善事項とされず、改善報告の対象外となり、報告を行う方法がなかった指摘事項についても、今回の認証評価で「改善を要する点」の候補に含まれると考えるべきなのか。また、この「改善を要する点」の候補とは、今回の認証評価で類似の基準を満たしていないと判断された場合、基準1-3が満たされないと評価される対象となるのか。

A2. 観点1-3-①(1)の2ポツ目の記述は指定改善事項に限った内容となりますが、【分析の手順】の1ポツ目に『前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項への対応(改善への取組を継続的に行っていること、また、改善が完了していればその状況)を行っていることを確認する。』とありますので、ご理解のとおり、指定改善事項にならなかった「改善を要する点」についても、観点1-3-①の前回の機関別認証評価における「改善を要する点」に含まれます。

また、前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項について、次の評価で同じ内容が指摘され、再度「改善を要する点」が付された場合は、改善の取組が継続的に行われず、改善が完了していないものとして基準1-3を満たさず、その結果、評価不適合と判断されることとなりますのでご注意ください。

なお、基準1-3の判断に当たっては、「令和8・9年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会」のK-2資料「自己評価書の作成に当たっての留意点等について」p.19も併せてご参照ください。

《参考：令和8・9年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会 K-2資料「自己評価書の作成に当たっての留意点等について」》

https://www.niad.ac.jp/storage/001/202506/no7_1_3_kenshuR7_k-2.pdf

【観点4-2-③】

Q3. 教員・学生・研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制が求められているが、学生に対する研修等についても体制の整備が必要なのか。

A3. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の第2節1(1)には、「特に、大学においては、(略)学部段階からも、専攻分野の特性に応じて、学生が研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるよう、研究倫理教育を受けることができるように配慮することが求められる。」とあり、本内容は、高等専門学校の学生も準ずるものと考えます。本ガイドラインに基づき、高等専門学校機関別認証評価においては、

学生に対して研究倫理に関する授業を実施していることわかるシラバスや、オリエンテーション等で配付する資料の提示を求めており、学生に対する研修等を行う体制が規程等に定められていることまでは求めていません。

【観点4-5-①】

Q 4. 様式2-4の各教員が有する学位及び業績の公開について、教員の業績はresearchmapの利用を考えているが、researchmapの公開設定は「研究者のみに公開」(researchmapにログインしている人のみ閲覧できる設定)でも良いか。

A 4. 学校教育法施行規則第172条の2に規定される教育情報の公表の趣旨は、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することです。教員の業績を「研究者のみに公開」することは法令の趣旨に合致しませんので、誰でも閲覧可能な設定とするようお願いいたします。

【観点5-4-③】

Q 5. 領域5の観点5-4-③では、『直近の認証評価において本観点到に係る「改善を要する点」の指摘がなく、各項目の内容に大きな変更がない場合は、本観点的分析は不要。』とされている。このことについて、本校の直近の認証評価結果を踏まえ「分析は不要」の取扱いとして良いか。

A 5. 観点5-4-③「適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること」に関する内容について、前回の機関別認証評価で改善を要する点の指摘がない場合、本観点到に関しての分析は不要とする取扱いとしていただいで構いません。分析不要の取扱いについては各校の判断において行うようお願いいたします。

ただし、直近の認証評価以降に改組などにより教育体制に大きな変更があった場合は、本観点的分析は不要とは見なせませんのでご留意ください。

【観点5-5-①】

Q 6. 単位認定の例としては、英検やTOEICのスコアを基に英語系科目の単位を認定するような仕組みの整備が求められているのか。本校では、一般科目および専門科目の教育課程表において、それぞれ複数の資格取得や外部検定試験合格に対応する科目を1科目ずつ設けているが、このように特定の科目が複数の資格や検定に対応している状況では、不十分とみなされるのか。

A 6. 「令和8・9年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会」のK-2資料「自己評価書の作成に当たっての留意点等について」p.62に記載された「②資格取得等に基づく単位認定における注意点」は、資格取得等に基づく単位認定の仕組みの整備を求めるものではなく、各校においてCAD利用技術者、ボイラー技士等の資格取得及び英語検定やTOEIC等の外部検定試験に関して単位認定を行う際の注意点となります。

注意点としては、

- ・ 資格取得や外部検定試験による単位認定が、教育課程表にどの科目に対応するか明示すること。教育課程上存在しない科目に対して単位認定を行わないこと。
- ・ 単位認定を行う科目は、教育課程表およびシラバスに記載されていること。シラバスには科目名、認定条件、評価方法、単位数などを記載のこと。
- ・ 資格取得や外部検定試験による単位認定に関する規程を整備すること。

となります。一つの授業科目につき複数の資格や検定に合格したことを認定条件とする際は、

上記の注意点に留意してください。

Q 7. インターンシップによる単位認定について、文部科学省の「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度に関する実施要項」の「4. 内容（定義）」に沿った内容となるように、インターンシップ実施要領などの規程で制度の枠組みを整備するように求めているが、実施期間は5日以上であることが必要なのか。また、履修単位科目の授業時間数30時間との整合性はどうか考えればよいのか。

A 7. インターンシップによる単位認定を行う場合、その実施期間については、インターンシップは就業体験を伴うことが必要という観点から、1単位の授業時間は45時間の学修が必要であることを前提に、文部科学省等では5日間以上の実習期間を担保することが望ましいとしています。

一方で、高等専門学校設置基準では、1単位の授業時間は30時間と定められていますので、文部科学省等による留意点を考慮し、インターンシップの単位認定に関する学内の規程において、1単位の付与のために「5日間以上の実習期間が必要」と規定する、あるいは「実習期間は30時間以上とし、事前指導・事後学修（成果発表会などを含む）を含めて総時間数を45時間相当にする」などと規定することにより、30時間の実習であっても1単位を付与することは可能と考えられます。なお、実習期間についての考え方はシラバスにも明記するようにしてください。

《参考：文部科学省ホームページ 「インターンシップの推進に当たって基本的考え方」に係る留意点について

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/14/1365292_3.pdf

【観点5-6-①】

Q 8. 「(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目（学修単位科目）を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握していること。」について、授業時間外学修を評価することが必須であるのか。

A 8. 観点5-6-①に「(略) 授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握していること。」と記載のとおり、自己点検・評価が必須な項目として設定しています。本観点は3巡目（平成30年度～令和6年度）の評価基準においても設けられていました。

【観点5-6-③】

Q 9. 成績評価資料の確認に関する質問として、科目数はどのくらい指定されるのか、指定される科目は訪問前に指定されるのか。定期試験を行っていない科目も指定されるのか。

A 9. 成績評価資料の確認に関し、確認を行う科目数は、評価実施年度の評価部会において決定されます。また、確認を行う科目は、対象校に対して定期試験実施の有無等の開講状況を照会した結果を踏まえて決定いたします。なお、定期試験を行っていない科目の成績評価資料の確認は行わないとは決められておりません。

Q10. 「成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドライン」に「出席点などの出席することが当然な要素が成績評価に考慮されていないかを確認」することが記載されているが、実技科目である体育等は「参加度」や「参加率」等の「欠席や見学による減点」等がシラバスに記載されているが、科目の特性上、シラバスにきちんとその意義が説明されていれば問題ないと判断して良いのか。

A10. 体育等の実技科目については、授業への出席が学修成果の一部と密接に関係する場合がありますことから、出席の状況を成績評価の一部として加味することには一定の合理性があると考えられます。しかし、出席自体は学修成果ではなく主要の評価要素とすべきでないため、以下の注意点に留意し、適用する科目を厳格に管理してください。

- ① 単なる「参加度」や「参加率」という表現ではなく、「技能習得に必要な授業への参加状況」といった表現で、評価割合のうち何割で評価するかをシラバスに明示すること。
- ② 「欠席や見学による減点」は、「技能習得に必要な授業への参加状況」に反する評価方法であるため行わないこと。
- ③ 過度な配点とならないようにすること。
- ④ 他の評価（実技試験、レポート、技能チェック等）と合わせて評価すること。

Q11. 学習進度の早い学生に対して追加の課題を課し、その課題の評価を加点として成績に反映させることは可能か。例えば、評価の内訳が「試験40%、課題30%」である場合、加点の結果として課題の割合（30%）は超えない範囲で加点を行い、かつシラバスに「追加課題による評価加点がある旨」を明記することで、適切な運用と見なされるのか。

A11. シラバスに「追加課題による評価加点がある旨」を明記したうえで、課題点の上限値を超えない範囲で加点を行うことは、「ほとんどの学生の課題点を満点とする」ことを認める根拠を与えることになり、適切な評価法とは考えられませんので、このような運用はされないようご検討をお願いいたします。

Q12. 成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドラインの1. [4]に「成績評価が適切に行われていることの組織的チェックは、毎年度末の卒業認定会議及び進級認定会議前に終え、両会議において成績評価が適切に行われていることの確認が必要。」とあるが、この文章における「成績評価が適切に行われていることの組織的チェック」には、1. [2]（2. [4]）だけでなく、2. [1]、[2]、[3]、[5]も含むのか。もし含むようであれば、2. [1]～[5]の成績評価が適切に行われていることの組織的チェックは、全て当該年度の授業に対するチェックが、進級認定会議前に完了していなければならないのか。

A12. 「成績評価が適切に行われていることの組織的チェック」としては、以下の[1]～[5]のすべてが対象となります。

- [1] 答案の返却
- [2] 模範解答や採点基準の提示
- [3] 同じ問題が繰り返されていないことのチェック
- [4] 成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）
- [5] 試験問題のレベルが適切であることのチェック

ガイドラインのp. 1「シラバスに基づいた評価が行われていることの確認」の手順として、「毎年度、全科目を対象に確認することを推奨するが、実施し難い場合はサンプリング調査を行うことも可能。その場合、2～3年で全科目のチェックを行うことが必要。」と記載されていますが、これは「シラバスに基づいた評価が行われていることの確認」に限らず、[1]～[5]のチェックにも該当します。従って、必ずしも1年間ですべての授業科目に対して[1]～[5]のチェックを行う必要はなく、2～3年ですべての科目に対して[1]～[5]のチェックを行うという学校として統一した方針を定めることは差し支えありません。

チェックを行った際は、成績評価の修正を行う可能性もあり得ることから、毎年度末の進級認定会議及び卒業認定会議の前に終えて、両会議において成績評価が適切に行われていることの確認を行っていただきますようお願いいたします。前期の授業科目については、前期の成績

報告後（夏休み期間中）に確認作業をし、年度末の確認作業は通年科目と後期授業科目を対象とするなどして、作業を分散させる等の工夫により、進級・卒業判定会議までに確認作業を終了させるようにしてください。

【観点5-10-①】

Q13. 「口頭試問の解答のエビデンスが必要」ということだが、口頭試問の録音を残す、ということか。あるいは解答内容を文字で起こしておけば良いのか。

A13. 学力検査の公平性と公正性の確認のために、口頭試問において受験者がどのような解答をして、どのような採点がされたかの記録を残し、事後検証ができるようにすべきだと考えます。従って、「令和8・9年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会」のK-2資料「自己評価書の作成に当たっての留意点等について」では、「学力試験を口頭試問で実施することは好ましいとは言えない。」と説明しています。学力試験を口頭試問で実施される場合は、検証可能なエビデンスが残る方法を学校自ら考案のうえ実施してください。

以 上